

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和6年11月21日（木） 14時00分～16時41分

2. 出席者

【顧問】

阿部部会長、岩田顧問、岡田顧問、河村顧問、小島顧問、近藤顧問、佐藤顧問、
鈴木顧問、平口顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

一ノ宮環境審査担当補佐、木全環境審査担当補佐、森江環境審査係長、中村環境審査係長、植田環境審査係長、山崎環境審査係

3. 議 題：（1）環境影響評価図書の審査について

①王子グリーンリソース株式会社

稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称） 環境影響評価方法書
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見

②長万部風力開発株式会社

（仮称）長万部風力発電事業 環境影響評価方法書
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見

③日本風力サービス株式会社

（仮称）出水ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書
準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見、
鹿児島県知事意見、環境大臣意見

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価図書の審査について

①王子グリーンリソース株式会社「稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）」
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見について
の質疑応答を行った。

②長万部風力開発株式会社「（仮称）長万部風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見について

での質疑応答を行った。

③日本風力サービス株式会社「（仮称）出水ウィンドファーム事業」

準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見、鹿児島県知事意見、環境大臣意見についての質疑応答を行った。

（３）閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 王子グリーンリソース株式会社「稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）」

＜方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見の概要説明＞

○顧問　それでは、1件目、稚内タツナラシ山ウィンドファーム、（仮称）環境影響評価方法書の審査に入りたいと思います。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。

植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問　方法書の86ページをお願いできますか。そこに植生図が示されているのですけれども、この植生図の出典の書き方について、細かいことで申し訳ないのですけれども、ここのところで確認の日というのが書いてあります。環境省のサイトを見て書かれているのだと思うのですけれども、確認の日よりも、この植生図がいつのものであるかということとを明確にしていきたいと思います。自然環境保全基礎調査の第6回か第7回か、どちらかということになるのですけれども、それによつては、この植生図が作られた時期が古いものか、比較的最近のものであるかということが分かりますので、その辺のところ御注意ください。

この植生図を、現在の例えばGoogle Earth等の空中写真と比較すると、だいぶ植生が変わっている気がしますので、これはかなり古いものではないかと思います。それが1点目。

それから、ここの植生図を見ると重要なことがありまして、発電機が尾根筋にずっと並んでいるのですけれども、特に当該地域の植生の大半が自然植生であるということが少し問題だと思います。発電機が並んでいる稜線はササ群落です。ササ群落(Ⅱ)ということで、これは自然植生という扱いになっている。植生自然度が10であるということなのですね。その周りに樹林があるのであるのですけれども、それはほとんどが植生自然度9です。例えば、凡例番号でいうと1番のエゾマツートドマツが9ですし、それから、ササードケカンバ（北海道）があるのですが、それも9ですし、トドマツーミズナラも9ということで、ほとんどが自然植生になっている。そこに風車が、発電機が配置されているところが問題と思いますが、このことについて事業者さんの方ではどのようにお考えでしょうか。

○事業者　コンサルのアジア航測でございます。御質問の件、補足説明資料の方でも入れさせていただいたのですけれども、現在、ここの植生がこの調査をされたときからは変わっているという状況はあると認識しておりまして、だからといって、自然度9、10ではないかどうかというのはこれから調査してみないと分からないところです。

事業者様の方では、ここが社有林ということで、山の沿革、社内の記録の中で、明治44年には大火で広範囲が被害を受けているということですか、その後植林をした、山火事が昭和26年にあったというような情報もございます。まずは環境省さんの調査、全国でやられた中では自然度9、10ということで、今、凡例がなされていますけれども、その辺りの実態がどうなっているかということも含めて現地で確認した上で、できる限り自然度9、10のところは外していくことができるのか、また、その中でどうしてもということであれば、事業地としてなるべくそういうところを使わないような計画、あとは、なるべく改変を低減していくような計画を今のところは考えております。以上になります。

○顧問 ありがとうございます。よく分かりました。私も、ここは自然度9になっているのですけれども、だいたいじられているところが多いので、必ずしもこの植生図が正しいかどうかは分からないと思っています。現地を綿密に調査いただくとかなり実態が分かってくる気がしますので、準備書に向けての植生調査は、改変されているような場所をなるべく多く調査をするとか、もちろん残されているところも綿密に調査していただきたいのですけれども、良い調査をしていただきたいです。これについては以上です。

それから、88ページ。重要な種がそこに挙げられているのですけれども、現地調査をやって重要な種が出てきたときには、その種がどういうランクのものであるかということが、その種を見た時点で分かると思うのですね。それによっては、ただ単に「ありました」ということではなくて、それを見つけたときに植生調査をしていただきたいのですね。後でまた移植だとか、そういったことが生じてくる可能性もありますので、そうするとどういふところに移すのかという話になりますけれども。私は移植を余り推奨しないのですけれども、そのときのために、立地環境は植生調査をするとよく分かりますので、是非アウプナーメ（植生調査）をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○事業者 コンサルのアジア航測です。御意見ありがとうございました。

いただいた御意見踏まえて、移植などの基になるような植生の調査の方も一緒に行っていくということで検討していきたいと思います。以上になります。

○顧問 そうですね。特に改変区域に出てきた場合ということになると思うのですけれども。ありがとうございます。

では続いて、98ページの食物連鎖図、北海道では必ず言っているのですけれども、ヒグマの問題。ヒグマの食物連鎖における位置がよく分からないということで書かれていない場合が多いのですけれども、これも肉食なのだから、草食なのだから、よく分からないという

ことで書かれてないのかなと思うのですが、これは準備書では、改善といいますか、もう少し変わっていくのでしょうか。

○事業者 コンサルのアジア航測です。ヒグマの方も、数がそんなに多いのかというところもあったので、今、事業地では特段落とし込んでいかなかったところではあったのですけれども、今いただきました御意見踏まえて検討したいと思います。以上になります。

○顧問 そうですね。今いろいろ問題になっていますので、あった方がいいのかなと思ったのですが。確かに、あそこはそんなにヒグマがいるとは余り思えないような場所かもしれないですけれども、御検討をお願いいたします。

あと、北海道知事意見をお願いしたいのですけれども、その植物のところでは、ア、イ、ウは専門家の意見をよく聞いてというところではすけれども、重要なのはエとオです。

ここでササ群落の問題が出てきます。ササ群落の(Ⅱ)と、もう一つのササ群落の(V)というのがあるのです。Ⅱの方は自然植生で、Vの方が二次植生であるということになっているのです。知事意見では、ササ群落(Ⅱ)は自然植生なので十分に注意して考えることというようなことが書かれているわけではすけれども、実際に調査をしないと分からないと思うのです。ササ群落のⅡになるのかVになるのかは結構大きな違いが出てきてしまい、植生自然度でいうと10と5という違いが出てくるということです。相観的にはほとんど変わらないようなもので、また、山火事に遭っているだとか、実は昔、改変されているとか、様々な履歴があると思うのです。管理履歴が分かると、Ⅱなのか、Vなのかというのが判定しやすくなるかなと思うのですけれども、そんなところも考えてササ群落の取扱いをしていただければと思います。

空中写真を見ると、このササ群落(Ⅱ)の方は風車を置く予定の稜線上ではすけれども、あそこはかなり広い道が通っていて、かなり改変されているということで、ササ群落(Ⅱ)とするのはなかなか難しいところがあるのかなと思っていますけれども、その辺のところも御注意いただいて現地調査をしていただければと思います。私からは以上です。

○事業者 コンサルのアジア航測です。最後、ササのところ、承知いたしました。御助言ありがとうございます。現地の方、きちっと確認させていただくようにします。以上になります。

○顧問 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします、以上です。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。――ございませんでしょうか。

そうしましたら、私から少し確認をさせていただきます。できれば事業者の方に御回答
いただきたいのですが、ここの対象事業実施区域の範囲というのは、全域が社有地になり
ますか。それとも、一部社有地ではないところが含まれているのでしょうか。

○事業者 事業者の王子グリーンリソースでございます。

この赤い範囲で、全部が当社の土地ではございません。大部分のところは我々の社有地
になっております。

○顧問 風車設置範囲の尾根の部分、今、丸のついている部分の周辺というのは、ほぼ
社有地と考えてよろしいですか。

○事業者 はい。風車を建てる位置に関しましては、当社の社有地内でおさめるという
計画をしております。

○顧問 分かりました。ありがとうございます。2次回答でそういったお話が出てきた
ものですから、本来であれば図面を作成いただけると分かりやすいのですけれども。でき
れば、準備書に掲載するかどうかはともかくとして、そういった補足資料のようなのは作
っておいていただけると非常に分かりやすいと思いますので、準備書に向けて御準備いた
だければと思います。補足資料でも構いません。

○事業者 はい、承知いたしました。準備書、もしくは補足資料ということで、当社の
社有地と風車の設置場所が分かるような資料を御提出いたします。

○顧問 よろしく願いいたします。

あとは、もう一点確認なのですけれども、まず1つは、既存資料でかなり自然度の高い
ところとなっております。調査して云々というところは少し置いておいて、事業者さん
としては、今後のここの地域での自然共生策をどのようにお考えかお聞かせいただけますか。

○事業者 アセス業者さんと相談しながら、極力改変面積を最小化して、自然度の高い
ところがあるのであれば、基本的にはそこを除外して、まずは検討を進めるという考えで
やります。お答えになってますでしょうか。

○顧問 そうですね。事業者さんとしてはいろいろ考えていただいて、今後進められて
いくという姿勢だと受け止めましたけれども、それでよろしいですね。

○事業者 はい。

○顧問 先ほど植物関係の先生も指摘されたように、恐らくここの尾根のところに道路
が通っている様子が空中写真で分かりまして、かなり古い時代から使われていたよう
です。そういう部分を極力利用していただいて、改変面積を少し小さくしていただくとか、

あるいは、樹木が伐採されるような場所は、森林の形態にもよりますけれども、可能な範囲で避けていただくとか、そういった対応は必要になると思いますので、御検討いただければと思います。

○事業者 承知いたしました。そのように検討を進めます。

○顧問 よろしく願いいたします。

それから、これは事業者さんでもコンサルさんでも構わないのですが、過去の山火事についての資料というのは、図面等はあるのでしょうか。これ、図面があるとその領域が分かると思うのですが、単なる文書的な記録しかないのでしょうか。

○事業者 社内の資料を今回の事業化に当たっていろいろ調べましたが、具体的な場所が分かるようなのはございませんでした。

○顧問 分かりました。そうすると、それは資料として使うのはなかなか難しいと。ただ、これはどちらかというとコンサルさんに言った方がいいと思うのですが、配慮書の段階で、こういった地域は自然度の高い植生で、植物から見ても重要な場所だということをしっかり評価していただいた上で、過去に山火事等の記録があるという既存資料、あるいは事業者さんのヒアリング結果もあるので、それに基づいて方法書以降でしっかり調査をするというのが、流れとしては自然なのではないかと思うのですが、コンサルタントの方、その辺りについてお答えいただけますか。

○事業者 コンサルのアジア航測です。

まさに御指摘いただいたとおりで、まず、既存資料としてこの地域が自然度9、10になっていることは図書の中でも整理しておりますし、そういう事実があるということだと思っております。一方で、事業者様としましては、社内の記録で、タツナラシ山周囲一帯が山火事などもあった場所ということも記録として残っているという中から、自然度が高いということは既存資料では言われていっつも、現地を確認しながら、その中でどうやって風力発電事業を検討していくか、回避・低減の考え方も踏まえてやっていきたい。そういった中で、まず、この場所が本当に自然度9、10に値する場所なのか、また、その範囲が実際にはどこにあるのかを現地でしっかり確認していくというのが、まずコンサルとしましては一番のスタートだと思っておりますので、そこをきちっと確認した上で、こういった形で事業を考えていくのが事業者の実行可能な範囲での回避・低減になっていくかということで御助言させていただきたいと考えております。以上になります。

○顧問 その辺りの情報は、配慮書や方法書に記載されているのでしょうか。

○事業者 方法書の中で、まず現地調査をしっかりやりますというところと、あと、既存資料として、ここは自然度9、10ですということはまとめさせていただいているところなのですから。

○顧問 いえいえ、山火事の情報です。それは貴重な社内の記録とかヒアリングに当たりますので、既存資料に該当しますよね。その情報は配慮書でも使える情報ですので、それを早い段階からそういうものは整理して、それでアセスの方向性は示していただく必要があると思うのですけれども。このままですと、ここは自然度の高いところだから、基本的には配慮書から避けてくださいという流れになると思うのですよ。流れが読めないということなのですから。

○事業者 承知いたしました。山火事のことまでについては、現地がどうなっているかをまず確認することが一番重要だろうということで、そこまでを図書の中で、配慮書、方法書の中で表現していくということを思いついていなかったもので、今記載はないところなのですから、御助言踏まえまして、準備書の中では、そういったこともある中で、現地を確認してどうだったというところの流れが分かるような形でまとめさせていただきたいと思います。御助言ありがとうございます。以上になります。

○顧問 配慮書自体はもう過ぎてしまったので、これは配慮書の審査ではありませんので、そのことについて修正してくれという意見ではないのですけれども、今後、風力の立地誘導を考えると、できるだけ、自然環境の高い、残っているところは避けていただくということが非常に重要だと思うのです。

ただ、今回のようなケース、これから調べていただかなければいけない部分もあると思うのですけれども、配慮書の段階で極力避けていただくということを考えると、もしそうではない可能性もあるのであれば、そういう既存資料はしっかり整理した上で、配慮書段階では、避けるべき立地だけでも、こういう記録もあるのでもう少し詳しく整理した上で配置検討します、という流れをつくっていただかないと、配慮書自体が、重大な環境影響を避けるという意味でないがしろにされているというように読めてしまうわけですよ。

これは、次の、ほかの事業を行うときも十分考えていただきたいのですよね。アセスのプロセスをよく考えて、重大な影響のありそうなところにぽんぽん建てられるのだとは考えていただきたくないのです。そこはコンサルタントの方、十分肝に銘じていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○事業者 コンサルのアジア航測です。

まず、御指摘いただいたところにつきましては理解いたしました。

一方で、補足説明資料の方でもお示しているとおり、自然環境保全基礎調査の、環境省さんからの「植生自然度について」という中でも、「2万5,000分の1の植生図の凡例に対して植生自然度を付与したものである。これを利用し、現地調査に基づいて詳細な植生図を作成する際は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し、利用者において判断することが必要である。」となっておりますので、今回は2万5,000分の1よりももっと細かい1万分の1程度の植生図を作っていくことになりますので、その中で植生の実態を踏まえて、改めて、そこにどういった植生があるか、それから、植生自然度が幾つになるかということを利用者側の方で判断して作成していくことが必要であるという認識であります。ここが、2万5,000分の1としては自然度が9、10と高いと言われているということと、先ほどあった、社有林としてそこがそうではない可能性があるということと併せて、現地調査の結果として、準備書の中で、こちらの方がどういう状況だったのかということと、それを踏まえてどういう事業計画を検討したかということ、皆様に分かる形で図書の方に表していきたいと考えております。以上になります。

○顧問 社内での記録というのも貴重な既存資料ですので、その辺りは包み隠さず早い段階から出していただきたいということですので、よろしくお願いします。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 それから、生態系の27番、補足説明資料をお願いできますか。事前質問に対する質問はこれで結構だと思うのですが、発電所のアセスの手引、御覧になっておりますか。

○事業者 はい。

○顧問 現在、改訂された手引の生態系のところでは、注目種の選定につきまして、「基本的に空間利用する鳥類を選定種に含めることが望ましい」と書いてありますけれども、現状として典型性の方でも鳥類を選んでいただいているものが多いのは御存じでしょうか。

○事業者 はい、承知しております。

○顧問 今回はそういった検討はされなかったのでしょうか。

○事業者 ページ番号の332ページになります。今、典型性として樹林性小型鳥類と草地性小型鳥類も入れた形で考えまして、この場所においては、特に風力発電事業を行う場所が上のササ草地になるというところで、その改変が多くなるだろうという中で、こ

ここに説明が書いてあったと思うのですけれども、ネズミ類を選定するのがふさわしいのではないかということで考えさせていただいたということで、鳥類については候補に入れた上で検討した結果になっております。

○顧問　ただ、ネズミ類とササ群落は結びつかないですね。特定のササに生息するネズミということであれば分かるのですが、ネズミ類であれば、町中にもいますし、森林にもいますし、どこにでもいるものなので、特にササ群落を指標するものではないですね。

○事業者　そうですね。指標というよりは、そのササを改変することによって生態系にどういうインパクトがあるかということを考える中で、ササ草地も当然ネズミ類は生息していますので、それらがどのくらい影響を受けるかということが、この事業における生態系への影響を評価する上で一つの指標になり得るだろうと我々としては考えて、ネズミ類を選定したということになります。以上です。

○顧問　ただ、結果的にはウグイスに変えるわけですね。

○事業者　そうですね。審査の中でそのようなお話がありましたので、改めて検討して、あと現地の方も少し確認した中で、ウグイス類であればやれるだろうと考えて、今回変えたということになります。

○顧問　方法書も十分に練れてないような気がするのです。意見が出たからそれを反映して検討するというのであればいいのですけれども、何となく、ころころ変わってしまうというのも少しどうなのかなという気がしております。

○事業者　承知いたしました。練れてないと言われてしまうところなのですけれども、我々としてはネズミ類でいけるのではないかと考えたところ、先生の方から、それは違うのではないかと御意見があったので見直しをさせていただいた、というのが全てになります。審査を受けて見直しをさせていただくことで考えております。以上になります。

○顧問　あとは、植生調査で過去の攪乱履歴とかを把握するのが非常に重要だと思うのですが、実は私もこの辺りの宗谷丘陵はかなり人為的な影響を受けているというのはある程度、この場所というわけではありませんけれども、承知はしているのですよ。空中写真を見ていただければ、どちらかという、開けた環境から、木がよく生育するようになってきて、昔よりも樹林の量が増えているのですよね。そういった事情も分かるのですけれども、少なくとも1970年代の空中写真を見てから現状を見た限り、土地の改変という意味では、大きな伐採とか造成、そういったものはないわけで、あるとすれば有史以前の山火事の影響なわけですよ。

それで、これ学術的にきちんとやろうと思うと、土壌中のチャーコールとかプラントオパールとか、いろんなものを分析しないと分からないのですよ。地理学的にはそういう研究があって、宗谷丘陵の一部が、過去に山火事を受けた植生だということを科学的に明らかにしたような研究があるのです。ササのところは、自然のササといっても、例えば、多雪地のササを見ても、チシマザサが被度5であれば、チシマザサ以外のものは何もなく、伐採されたところも自然のものと同じような植生ですので、過去にそういった攪乱があったかどうか、図面があればその辺は明らかになるのですけれども、どうやってその辺を明らかにしていくか、何かお考えがあるのかどうかをお聞かせいただけますか。樹林に比べてもかなり判定が難しいのではないかと思います。

○事業者 コンサルのアジア航測です。御意見ありがとうございます。

すみません、正直、そこまでの検討ができていないところでして、まずは、ここの植生自体を見てみて何か分かることがあるのかというところが最初のスタートかなと考えておりましたので、その中で判断が難しいような、先ほど先生からもありましたとおり、植生のⅡなのかⅤなのか、なかなか判断がつきにくいといったときに、そういったことをやることによって、山火事が起こった場所かどうか特定できるのではないかという御意見いただきましたので、私の今の知識では、そういうことがすぐに分析ができるものなのかとか、即答できるような知識を持ち合わせてはいないのですけれども、そういったところも一つの観点になり得るという御助言ということで、そういったところも必要であれば行うことを検討させていただきたいと考えます。以上になります。

○顧問 ありがとうございます。基本的には、ここ事業者さんの社有地ですし、過去の記録もいろいろ持っていると思いますし、事業全体で自然との共生を進めていっていただくということで、慎重に進めていくという上での姿勢を準備書で示していただくというのが重要になると思うので、そこは粛々と進めていただければと思います。

委託業者がアジア航測さんということで、全国の植生図を束ねている事業者さんなわけですね。そこでこれをアセスに活用していくということで、自然度がころころ変えられていくというのは非常に問題があると思います。それから、アジア航測さんはほかの地点では非常にすばらしいアセス図書を出されているというような過去の実績もある中で、今回の図書については結構穴が多いように私は読めましたので、その辺りは十分精査していただいて、準備書はもっと立派なものを作っていただきたいと思います。そこを私は非常に問題視しておりますので、よく考えていただいて進めていただければと思っております。

ので、よろしくお願いいたします。

○事業者 はい、承知いたしました。

○顧問 ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。——ございませんでしょうか。
主に植生関係の意見しか出ておりませんが、よろしいでしょうか。

それでは、お手が挙がっていないようですので、これにて本件は終了させていただきたい
と思います。事務局にお返しいたします。

○経済産業省 事務局でございます。

御審議ありがとうございました。本件に関しまして、厳しい御意見をいただきましたが、
審査項目自体を大きく変更するということはなかったかと思います。ただ、多くの御助言
をいただいたので、その点を踏まえてしっかりと進めていただきたいと思います。

このような形で今日の審議を終わりたいと思いますが、先生、よろしいでしょうか。

○顧問 はい、方法書自体の項目選定に問題があったというわけではございませんので、
このまま進めていただければと思います。

○経済産業省 それでは、1件目の審査、これで終了したいと思います。

（２）長万部風力開発株式会社「（仮称）長万部風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見の概要説明＞

○顧問 （仮称）長万部風力発電事業、環境影響評価方法書の審査を始めたいと思いま
す。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構
いませんので、御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンでお知らせください。

水関係の先生、お願いいたします。

○顧問 知事意見を出していただけますでしょうか。知事意見の２ページ目の水質のと
ころです。直近の北海道知事意見で他の地点でも出ているのですが、アのところに「対象
事業実施区域にはサケ・マス増殖事業が行われている長万部川の支流が含まれており」と
書かれていますが、ここで書かれている長万部川のサケ・マス増殖事業の位置はどの辺り
になるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○事業者 長万部風力でございます。

すみません、こちらの地点につきましては現時点でまだ確認しておりませんで、準備書
までに確認して、必要に応じて対応していきたいと考えているところでございます。

○顧問 分かりました。では、準備書には、この事業所の位置と、現況のところにもサ

ケマス養殖事業について記載いただき、また、それに影響の可能性があるのであれば予測評価のところでも取り上げていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○事業者 承知しました。ありがとうございます。

○顧問 私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 方法書の20ページ、お願いします。ここに改変区域（伐採範囲）とあるのですが、これを見ますと、道が2通り、上と下とあるのですが、下の方は既存の道路があるようで、上の方は全く新しく道を造られるということですね。これについての面積はまだ換算されてないようですね、特に上の方の道、下も含めてですね、大体どれくらいの幅になるのでしょうか。その辺のところは概算で出ているのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○事業者 長万部風力でございます。

こちらの新設の道路につきましては、現在、測量などをして、どの辺りを通れるかという調査を行っている最中でございまして、まだ面積とかは出せてない状況でございます。幅とかにつきましても、場所によりまして、直線であれば4 mとかそういう形でもいけるかと思うのですが、何分山岳地帯になりますので、カーブとかその辺りにつきましては、各範囲、広く取らなければいけない可能性もございます。そちらの方まだ算出できていない状況でございます。申し訳ございません。

○顧問 分かりました。先ほど4 mという数字が出ましたが、4～5 mということではよろしいですかね。決まってないということはあると思いますが。

その道が、これ森林地帯ですよ。ずっと下から上まで森林地帯になっていると思うので、その辺のところの計算といいますか、状況をよく見定めてやっていただければなと思うのですが、それにしても、道を造るに当たっても植生調査は重要だと思いますので、特に新しく造られる道沿いに多く植生調査地点を設けていただければと思います。

それから、92ページから95ページ、植生図のところ。凡例の表があったと思うのですが、ササ群落が2つ、ササ群落（Ⅳ）とササ群落（Ⅴ）があるのですが、この凡例の色、ちょうど植生図の方に出ていますけれども、8番がササ（Ⅳ）で、12がササ（Ⅴ）ですが、同じ色ですので、もう少し工夫していただければよかったかなと思います。番号がついていない部分に関しては、どれがどれ

だか探すのが大変なので。同じササ群落なのですけれども、ⅣとⅤでは全然違う。Ⅳの方が自然植生で、Ⅴの方は二次植生ということになっていますので、その辺の区別をお願いしたいなということですね。

それから、97ページ。そこに植生自然度図が出ているのです。凡例のところ、10から1まで示されているのですけれども、植生自然度8はどこにあるかということです。と申しますのは、植生図の方で植生自然度8に当たる凡例がなかったものですから、自然度の方であるのはどうなのかなと思って、確認をしたいということなのですから、お示しただけですか。

○事業者 日本気象協会です。

御指摘いただいたところについて回答させていただきます。まず、植生図の色につきましては、環境省さんから示されております植生図の凡例を使用しておりますので、御指摘いただいたササ群落の自然度の高い方のⅣと代償植生のⅤについて、色が同じ系統になっているところにつきましては、今後、準備書で、詳細な調査を踏まえて植生図を改めて作成した際に、示し方、分かりやすいように示したいと思っております。

2点目の植生自然度の地域に関しましては、図書の、方法書の97ページ及び98ページ、99ページの方に、全体図と拡大図でお示しをしているところですが、自然度の8に該当する植生につきましては、対象事業実施区域とその周囲には存在はしていないという状況でございます。以上です。

○顧問 無いのであれば、無いということを示していただきたかったかなと思います。一生懸命探してしまいましたので。

○事業者 失礼いたしました。無いところは、きちんと無いというような記載ができるように注意してまいります。

○顧問 それで、この図で結構なのですけれども、ちょうど上のところ、自然度10があって、そこに発電機がかかっているのです。特に一番上の部分は10のところにかかっているのでしょうか、どうなのでしょう。

○事業者 長万部風力でございます。

現時点でお示しさせていただいている図面では、かかっているという形になっております。

○顧問 これは、かからないとだめなのですか。

○事業者 いえ、そうではなく、今後、現地調査などを踏まえまして、最終的には自然

植生度の高い、自然植生度 9、10にはかぶらないように配置を検討したいと考えております。

○顧問　そうですね。知事意見にも、そういったところは極力回避するようにというような意見が出ていますので、御検討をお願いしたいと思います。

○事業者　はい。ありがとうございます。

○顧問　それから、110ページ。ヒグマの位置を準備書で特定していただきたいということですね。なかなか難しいかなと思うのですが、ここはヒグマがいる場所だと思いますので。

○事業者　日本気象協会です

本地域のヒグマの生息は御指摘のとおり確認がある地域になります。食物連鎖模式図の中に取り込む点ですが、出現状況なども踏まえて地域の生態系の中でどこに位置づけされるかを、調査結果を踏まえて、現地で確認された種を基に模式図の再構成をしてみたいと思いますので、その際に検討させていただきたいと考えております。

○顧問　そうですね。クマ類の場合はすごく難しいかなと思うのですが、やはり目立つ種でありますので、適切な場所に入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、248ページをお願いします。選定理由のところ、いつも指摘させていただいているのですが、経産省の方の環境アセスの手引を入れていただきたいと思うのです。電力アセスですので。下の方、評価のところにも書いてあるのですが、そうではない、調査方法のところにも入れておいていただきたいということです。

○事業者　長万部風力でございます。御意見ありがとうございます。

ほかの案件でも同様の御意見頂戴しておりまして、準備書以降ではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

○顧問　よろしくお願いします。

あと、250ページ。植生調査ですね。ブラウーン・ブランケの植物社会学的方法の説明のところ、文章を読むと、同じ文節というのですか、2行目のところ、「コドラート内の各植物の被度・群度を記録することにより行う」というのと、一番下のところ、「各植物の被度・群度を記録した上で」とあって、ダブっている。それから、もう少し分かりやすく、何をやるのかということ、コドラート内で調査して出来上がったものが植生調査票ということになるわけですね。植生調査票を作り、それを基に群落組成表を作成するというよう

な説明にしていだきたいなと思います。これだけだと、現地のものから、いきなり群落組成表ができてしまうような感じになりますので。

ここに関しては資料編のところにもう少し簡潔に書かれたものがあって、そちらの方がいいかと思いますので、それと入れ替えていただいた方がいいと思うのです。そちらも植生調査票という言葉がなかったので、加えていただければというところですよ。お願いします。

○事業者 ありがとうございます。分かりにくくなっていて申し訳ございませんでした。こちらにつきましても準備書段階では分かりやすく記載したいと思います。ありがとうございます。

○顧問 はい。あと、次のページ、251ページ。この植物の調査位置。これもいつも申し上げているのですけれども、これ調査位置ではなく、調査範囲ですよ。調査位置であれば、どこを調査するかというのを載せておかななくてはいけないということになりますので、ここは調査範囲と訂正をしておいていただければなと思います。

○事業者 はい、承知しました。ありがとうございます。訂正いたします。

○顧問 細かいところばかりで申し訳ないのですけれども、以上です。よろしくお願いします。

○事業者 ありがとうございました。準備書に向けて修正したいと思います。ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございました。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。水質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私からは、事前に8番の地下水の利用、実際には長万部川の集落でも地下水を利用しているのかどうかという質問をさせていただきました。これに関して長万部町へヒアリングしていただいたようで、ありがとうございます。その結果によると、2つの集落については川の水、表流水を利用しているということでしたので、その記載をお願いいたします。ただし、最近、取水点についての場所を公開しないというような自治体もあるようなのですけれども、今回の場合どのような対応をされる予定でしょうか。

○事業者 日本気象協会です。御指摘いただきましてありがとうございます。

今回は、長万部町にヒアリングをした結果、おおよその取水地点の場所を教えていただきましたが、取水地点の場所を、一般公開する図書にそのまま載せてしまうのは好ましくないかと思うので、今回の補足説明資料でも、非公開版として、顧問の先生方と経産省の事務局様向けのみ公開させていただく資料とさせていただきました。こちら、実際、

今後の準備書でこういった情報を掲載するか・しないかの場合も、まずは長万部町様の方にも確認を取った上で、図書に記載する場合も、非公開版の中で記載するなどして、配慮の方行っていきたいと思います。

○顧問 分かりました。例えば、ポイントは示さないとしても、上流に取水点がある・なしという記述も難しいということでしょうかね。

○事業者 ありがとうございます。その辺りも念のため長万部町様にも確認を取った上で、ピンポイントで場所が特定されないような形で、文章で記載するなど工夫をしていければと思っております。

○顧問 そうですね。ぼやかして場所は分からないけれども、その地域としては取水点があるような地域だというような情報まであるといいかなと思いましたので、検討してみてください。よろしくお願いいたします。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。検討いたします。

○顧問 それからあと、水の濁りとかのことにに関して、少しお願いがあるのです。特に北海道の場合、雨も降って観測をするというときに、危険なためになかなかアクセスできない地点が多いというのはよく理解できるのですが、その場合、現地の写真などがあると我々も理解しやすいなと思うので、できれば観測地点、もしくは観測地点に選ばなかったような地点の写真なども参考でつけていただけると理解がしやすいかなと思います。これはお願いです。よろしくお願いいたします。

○事業者 日本気象協会です。ありがとうございます。

その点は、雨が降っているときにはアクセスが難しいような河川であったり道であったりという情報も、可能な限り、現地の方、調査に入る際に写真でデータを取って、そちらを補足説明資料、もしくは資料編などで情報として掲載できるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。では、魚類関係の先生、お願いいたします。

○顧問 125ページをお願いいたします。こちらに長万部町の業種別の漁業生産量という形で資料が載っておりますけれども、長万部は、たしかホタテガイであるとかホッキガイ、ケガニで有名であると思うのですが、こちらに載っているのはあくまで漁業生産量ということで、養殖とは分けて漁業生産量は示しておられるのでしょうか。

○事業者 事業者の長万部風力でございます。

すみません、こちらの方につきましては、現時点で確認が取れなくて、分からないという形になってしまいます。申し訳ございません。確認させていただければと思います。

○顧問 では、確認をよろしくお願いいたします。と申しますのも、先ほど、新たに山の中に道路を造って建設をされるということでしたけれども、道路を造れば、当然濁水が流れ込むということで、そうすると、特にホタテの養殖などを下流の海で行っている場合、影響を受ける可能性もありますので、もう少し詳しく出していただければと思います。私からは以上です。

○事業者 御意見ありがとうございます。濁水の流入についての調査も含め、きちんと調査し、準備書においてお示しできればと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございました。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。植物関係の先生、よろしくお願いいたします。

○顧問 たびたびすみません。追加のお願いなのですが、重要な種についてなのですが、重要な種があらかじめ挙げられておりますけれども、まだ具体的な道路のコースが決まっていないということもありますが、改変区域になりそうなところで重要な種が出てきた場合には、必ず植生調査をやってほしいのですね。そうしないと、それがどういうところに生えているものであるか、ただ単にありましたというだけだと分かりませんので。最悪、移植という問題になったときに、どういうところに移せばいいのかというのは植生調査をやった結果からよく分かってきますので、そのようなものが出てきたら、対応の方をお願いしたいなと思います。以上です。

○事業者 日本気象協会でございます。

　　只今御指摘いただいた点は、まず植物相調査の方で重要種の確認に努める中で植生の把握も可能な限り留意して調査はデザインしていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございました。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

　　では、私から1点だけ少し確認というか、コメントさせていただきたいと思います。方法書の269ページをお願いできますでしょうか。まず、この図をぱっと見ていただくと、主要な眺望点が東側（右側）に偏っているので、西側（左側）にも少しあった方がいいのではないかなというのは、この図を1枚見ていただくと何となく分かると思います。

　　まず最初に確認です。対象事業実施区域がありまして、その北側に当たる、この図面で

すと中央辺りにある二股山という山があると思うのですが、ここの山頂部にも一応風力発電機の設置位置が図示されていると思います。ですので、ここは恐らく動植物等の調査ポイントにはなっていると思うのですけれども、この二股山というのは登山道はないと思うのですが、現地までどういう形で調査をされるのかをまずお聞かせいただけますか。

○事業者 日本気象協会でございます。

事前に提出しております補足説明資料、17番の御質問で別添として提示をさせていただいております中に、ここではまだ二股山までというところではございませんが、現在、事業者様の方でも調査のために現地の確認をしていただいたところ、人が通れるルートは出てきておりますので、こういったところを使って、最後に二股山の方に取りつくような形を検討はしております。ほかの調査範囲につきましても、そういったところのルートを活用しまして調査員の方の踏査に入らせていただく予定としております。以上です。

○顧問 恐らくそこから先は、場合によってはやぶこぎになる可能性もあるということですよ。

○事業者 そうですね。その可能性も考慮はしております。

○顧問 それは状況に応じてということだと思うのですが。

先ほどの方法書の図面に戻っていただけますでしょうか。私の考えとしては、基本的に西側でも最もよく見えるところ、特に山頂部は是非検討していただきたい。今回、事前にも何度かやり取りさせていただいているのですけれども、長万部岳と黒松内岳が北海道の百名山ということで、かなり登山者が入っております。

事前のやり取りの中では、地元の自治体の方からは、こういったところは危険ですし、余り人も利用していないので行かなくていい、というような御意見をいただいているということなのですが、恐らく自治体の方というのは登山の実態を余り御存じないと思うのですよ。山頂部から非常によく見えますので。ここの地域に関しては垂直見込角1度にかかなり近いところにあるので、恐らくそんなに影響は大きくないとは思いますが、可能な限りフォトモンタージュは撮っていただきたいというのが正直なところでございます。

長万部岳につきましては、長万部町長万部山岳会というところが頂上に看板を立てています。ですので、登山道も整備はしてはいると思うのですね。途中、一部やぶこぎがあったり倒木があったりということで、事前にも書いていただいている、危険な箇所がなくはないのですけれども、人もかなり入っているという状況です。

黒松内岳に関しては、駐車場も、公的なものではありませんけれども、一応駐車スペースもきちんと整備されておりまして、ここも人がかなり登っていて、もちろん頂上にも黒松内岳という看板が立っているというところで、全然道が整備されていないような、やぶこぎのところではないので、行けないような状況ではないと私は認識しているのですけれども、その辺りのところはコンサルタントの方はどのように考えておられるのかというのを、まずコメントいただけますでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。御意見いただき、ありがとうございます。

おっしゃっていただいた中でも、長万部岳については長万部町さんへのヒアリングであったり、公開されているような資料なども踏まえまして、眺望については、景観は恐らく開けていて、事業地の方向も視認できる可能性があるという机上でも検討はしているのですけれども、一般の不特定多数の方々が気軽に登れるような場所ではないといった情報を受けまして、環境アセスメントでの景観の調査地点としては選定していないところでした。

ただ、今おっしゃっていただいたように、ある程度登山道も整備されているような場所もあったり、また、山を登る方々にとっても百名山に選定されているような山でもあるといったところも踏まえまして、引き続きこの点は情報の収集に努めまして、その結果、安全に配慮して調査が可能であるといったことであったり、また、不特定多数の方の利用があるといったところが把握できましたら、調査地点への追加、あるいは調査の実施も検討していきたいと思っております。

もう1か所、御指摘いただきました黒松内岳については、補足説明資料の21番の御回答にも記載したように、黒松内町様には、この黒松内岳も眺望点の候補として資料に掲載した上で、関係自治体に含めるか・含めないかのヒアリングなどもさせていただきましたが、黒松内町様からは、環境アセスメントでの関係自治体には含めなくてよいといった御返答もいただきましたので、方法書の中では、眺望点としては選定しないと掲載しております。

ただ、こちらも百名山に選ばれているような山であるといったところは認識しておりますので、準備書には掲載は考えていないのですけれども、調査の実施の方は検討しております。調査した結果を黒松内町様へも情報提供させていただくといったところは検討させていただいているところです。

○顧問 御回答ありがとうございます。多分、不特定多数をどう捉えるかというところの考え方もあるのだと思うのですけれども、基本的には、観光地だけでなく、ある程度の方が利用している。日常の視点場も、もちろん地域の方がそんなにたくさん利用してい

るわけではないと思います。ある程度の方が利用している。自治体は把握してなくても、地元の方が登山に利用しているような場所というのはそれなりに重要な場所ではないかと私は考えております。眺望点のバランスという意味からも、よく見える場所からのフォトモンタージュがどういったものであるのかというのは、本来であれば準備書の方にも掲載していただきたいと考えておりますので、重々御検討いただいて、準備書に向けてどのように取り扱うかということは考えていただければと思います。

基本的にはコメントになりますので、事業者様の方で御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。準備書に向けて検討を進めていきます。

○顧問 私からは以上になります。

ほかの点につきましては、事前コメントに対してきちんと御回答いただいているので、その流れできちんと準備書に向けて進んでいただければと思っております。

ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、お手が挙がっていないようですので、本件につきましてはこれで終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

○経済産業省 事務局でございます。

御審議ありがとうございました。本件につきまして先生方からいろいろ御意見いただきました。新しく造られる新設の道路などに御質問がありましたが、これから測量したり、計画の熟度を高めるということです、その辺は植生調査との関係も踏まえて調査と計画を充実させてください。そのほか、現地の情報として、降雨時に調査に入れないということで、入れない状況が把握できる写真などがあった方がいいというコメントがありましたが、宿題を幾つかいただいております。漁業生産量、養殖を含めているかを調べていただいて、準備書に分かるように記載していただければと思います。

それと、事業者さんの方での御判断になりますけれども、不特定多数の方々をどう取るかということ、利用されている方がいらっしゃるということも考えて、前向きに準備書に入れていただくことを検討してはいかがかと思います。

以上、方法書の環境影響評価項目の選定を大きく変えるものはなかったかと思っておりますので、このまま準備書に進んでいただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○顧問 はい、これで進んでいただければと思います。

○経済産業省 ありがとうございます。それでは、2件目の審査を終わります。

(3) 日本風力サービス株式会社、「(仮称) 出水ウィンドファーム事業」

＜準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見、鹿児島県知事意見、環境大臣意見の概要説明＞

○顧問 (仮称) 出水ウィンドファーム事業、環境影響評価準備書の審査に入りたいと思います。準備書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、そして大臣意見出ておりますので、どこからでも構いませんので、御質問、御意見ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。

お手が挙がっていないようなので、私から1点だけ先に確認させていただきます。

補足説明資料でもお聞きしたのですけれども、準備書の6ページ、黒い線のところが対象事業実施区域となっております。こちらの行政界より南側は、通常の風力発電のアセスと同じような形で事業実施区域が設定されております。道路のところはある程度の範囲と。風車に関しては、500mあるのですかね、結構広い範囲で対象事業実施区域の範囲を取っていただいていると思うのですが、北側のところが切られています。水俣市のところです。風車の位置がかなりぎりぎりですし、赤色の改変区域の箇所もぎりぎりであります。植物はどうか分からないですが、動物とか生態系を考えた場合、風車の位置からある程度の範囲は影響圏になると思うので、普通はこういう対象事業実施区域の取り方はしないと思うのですけれども。いろいろ市との協議は済んでいるとか、説明はしていただいているのですけれども、これ一般的ではないですよ。何でこういう形にしてしまったのかというのが非常に疑問で。説明はいただいているのですけれども、何となく納得ができないというところで、この辺りもう一度御説明いただけますか。

○事業者 八千代エンジニアリングでございます。

今の御質問は、補足説明資料の1ページ目の2番目のところで御質問いただきました件かと理解してございます。こちらの方の見解でも示させていただいたのですけれども、対象事業実施区域については、水俣市側については、水質ですとか動物、植物、生態系に係る周辺環境への影響を低減するということと、周辺地形や工事用道路、管理用道路の可能性とかを検討した結果、熊本県の水俣市側部分については改変する可能性がないということが判明しましたので、準備書の段階から対象事業実施区域のエリアから除外する形で示させていただいて、可能性がないところを消させていただいたという趣旨になります。

以上です。

○顧問 改変がないと対象事業実施区域に入らないということですか。対象事業実施区域のほかのところは入っていますよね、改変されないところでも。それは自治体としてということですか。

○事業者 失礼しました。対象事業実施区域については、経産省さんが出されています環境影響評価に関する手引の考え方に基づきまして、今後、この事業において対象事業が改変区域になり得る場所、もしくは工事用道路として拡幅する可能性がある場所など、事業による直接的な改変を行う場所が含まれる可能性があるところを対象事業実施区域にすると理解しておりますので、その観点から、熊本県の水俣市側につきましては、熊本県水俣市さんと協議の上、そちらについて改変はしないということが確定しましたので、準備書の段階で消させていただいて、方法書には入れていたのですけれども、準備書の段階で、そこについては事業として触ることはないということが確定しましたので、そちらの方、消させていただいたという経緯になります。

鹿児島県側については、今、赤いエリアを示しておりますけれども、今後、評価書までの間に少し変わってくる可能性もございますので、そちらについては、方法書のときに示させていただいた事業実施区域のままとさせていただいているということになってございます。

○顧問 対象事業実施区域の取り方については分かるのですが、環境影響評価ですので、例えば、距離に比例して環境影響が生じるような場所・地点というのは調査は必要になりますよね。

○事業者 そうですね。

○顧問 例えば、水俣側の近隣地域の500m圏内に人家があったとした場合に、そこは調査範囲に入らないというのはおかしいですよ。それと同様に、動物、植物、生態系等の調査範囲にここが入らないというのはやはりおかしいことになりますので。

対象事業実施区域の設定の仕方というのと、環境影響に対する調査範囲の考え方というのは違うのではないのでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。八千代エンジニアリングです。

今お話しさせていただいたのは、対象事業実施区域に関する質問だと理解しましたので、そういうお答えをさせていただきましたが、環境影響評価上の調査範囲につきましては、おっしゃるとおり生活環境系の騒音ですとか、風車の影、あとは景観などにつきましては、対象事業実施区域から1kmとか10kmとかという範囲を決めまして、その中で調査をさせて

いただいております。以上です。

○顧問 はい、分かりました。自然環境についてはまた後ほどお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかの先生方の御意見、お聞きしたいと思いますので、御質問、御意見ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。準備書になりますので、いろいろな項目があるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。魚類関係の先生、お願いいたします。

○顧問 65ページをお願いいたします。ここにタイプⅠとタイプⅡの概要が載っているわけですが、タイプⅠのローター直径が136m、タイプⅡが直径130mということになっていて、タイプⅠの方が直径が大きいのですが、発電機の出力は、タイプⅡの方が4,300kWということで大きいようです。ローター直径が大きい方が出力は大きくなると思うのですが、これは間違いないでしょうか。

○事業者 日本風力サービスでございます。おっしゃるとおり、発電機とローター径の大きさは、この2つの機種の中では逆転してございます。発電機が小さい方がローター径が大きくて、発電機が大きい方がローター径が小さいということになっております。

○顧問 図が右と左は反転するということになりますでしょうか。

○事業者 図は反転してないです。このとおりです。

○顧問 そうしますと、ローター直径が大きい方が出力は小さいということですか。

○事業者 そうです。

○顧問 分かりました。ありがとうございました。

○顧問 ありがとうございます。続いて、魚類関係の先生、お願いいたします。

○顧問 補足説明資料の32ページ、22番をお願いできますでしょうか。こちらの事業者さんだけでなく、まず一般論として、もしこれを聞いておられる他の事業者さんで心当たりがあれば併せてお願いしたいのですけれども、方法書段階の補足説明資料で、このように改定しますとか、修正しますというお答えをいただいているながら、それが準備書に反映されていないという事例が散見されるように思います。そういったことになると、お互いにとって不利益になりますので、準備書の作成段階では、方法書段階の補足説明資料なり議事録をもう一度確認いただいて、御回答の内容がきちんと反映されているかということをして是非御確認いただきたいと思います。お願いいたします。

それで、今回の件に関しましては、陸産貝類について、鹿児島県のレッドデータブックに陸産貝類は記載されておりますので、検討する必要があるのではないですかということ

を方法書段階で質問させていただいたところ、事業者さんの御回答としては、既存資料でこの地域に重要な陸産貝類が生息する可能性について確認し、現地調査の必要性を検討いたします、という御回答いただいているにもかかわらず、準備書については何も触れられていないということで、このような質問を差し上げました。

評価書に向けて御対応いただけるということなのですから、是非きちんと御対応いただきたいということと、それから、検討に当たっては、単に尾根上にあるヤードだけではなくて、結構大規模な土捨て場であるとか、道路の新設・拡幅といったようなこともあると思いますので、そういったところも十分網羅したような形できちんと影響評価をしていただきたいと考えます。よろしくお願いいたします、以上です。

○事業者 環境影響評価の準備書の方を担当させていただきました、八千代エンジニアリングでございます。御質問、御指摘の方どうもありがとうございます。

陸産貝類につきましては、御指摘を踏まえまして評価書の方で対応をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします、以上です。

○顧問 はい、よろしくお願いいたします。

○顧問 魚類関係の先生、ありがとうございます。私もこの書き方はどうかと思います。

「レッドデータブック等の資料を確認し、その生息環境や主要な改変区域である尾根上ではないこと」と書いてありますけれども、具体的に資料の方にどういう記載があって、その結果どういう整理がされて、やらなくてもよいと判断したのかが全く分かりませんので。このままですと、適当なことを書いてしまって、やらなかったといって済んでしまう、という流れに見えてしまうので、文献上の整理についても、現地のデータについても、証拠として整理した結果を示していただいた上で、こういった必要性はないと考えたのであれば、それを書いていただくことが必要だと思います。その辺りはできるだけきちんと対応していただくようお願いいたします。よろしいでしょうか。

○事業者 御指摘ありがとうございます。御指摘のように対応させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○顧問 それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 補足説明資料の13番をまずお願いします。準備書の74ページの方で二酸化炭素排出量の計算をしてもらっているのですが。準備書の74ページを出していただけますでしょうか。表2.2-18という表があって、上の3つはtという単位で、下の3つはt／年と単

位で記載されているのですが、3番の上の本体の文章を見ますと、中段のところに「風力発電所の供用後には、1年当たり48,791 tの削減効果があるものと考えられる」と、表の一番下の値に記載がありました。表の上3つはt、下3つはt/年で、上の3番目に書いてある小計というのも、下から2番目の60,097 tから差し引いて48,791にしたと考えられたので、単位が違うものを足すのはおかしいのではないですかと、そういう質問をしました。

単位が違うものを足し引きしてはいけないというのは、私などは中学校ぐらいのところで習ったことのように記憶していますけれども。使用開始1年後についての値を出したのだという御回答で、意味は分かったのですけれども、ただ、上の本文中には、先ほど言いましたように、風力発電所の供用後には1年当たり48,791 tの二酸化炭素の削減効果があるものと考えられるということで、これが供用後1年後についてのみ書いてあると、そのように文章は記載されていないわけですよね。なので、この文章の書き方はおかしいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事業者 八千代エンジニアリングです。御質問ありがとうございます。

御質問いただいた趣旨、表の方については、今、先生の方で御理解いただいているかなと思いますので割愛しますが、文章の方について、御指摘あったとおり、1年当たりという言い方は誤りでございますので、こちらについては、供用後1年目につきましては48,791 tの削減効果があると考えている、というような文章が正しいかと思しますので、評価書の方で修正させていただきたいと思います。以上です。

○顧問 その次、補足説明の26番をお願いします。

風車の影のところで、いつも基準として引用されるドイツの基準の、この日本語の意味が分かりにくいのですが。年間30時間かつ1日最大30分を超えない、そのように確かに環境省の資料に書いてあるのですが、ここでは、事業者さんは初め、年間30時間を超えても、1日30分を超えなければ、それはガイドラインを満たしているのだという解釈をしたということだったので、そうではないのではないですかということで、原典を確認してくださいという質問をしました。

一応私の方で、原典には、ドイツ語では、年間30時間を超えない、かつ1日30分を超えないと、両方とも否定文で書かれたものが並行しているということになっているのではないですかと、2次質問でして、納得はしていただいたようなのですけれども。もともとは環境省の基準が非常に分かりにくい。両方に解釈できるような書き方になっているのが一

番よくないと思うのですが、ただ、基準が2つあった場合、どちらかの基準を満たせば、一方の基準を幾らでも満たさないでもいいという解釈というのは、環境保全の考え方から合理的ではないのではないかと私は思って、私自身が原典を参照してみたのです。その辺、事業者さんはそうは思わなかったのでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。八千代エンジニアリングです。

第2次質問の方でも御回答させていただきましたとおり、環境省のガイドラインの解釈につきましては御指摘の点もあるかなと思いますので、評価書の方では対応したいと思っております。我々の方も、2つの基準がありまして、片方が仮にアウトになって、片方が超過していないという場合についても、問題ないと解釈をしたのですけれども、片方を超えているという現状がございましたので、そちらの内容につきまして準備書の方でも言及させていただいております。

その上で、今回の場合2軒のお宅に関しては何かしらの配慮が必要だろうと考えまして、視覚的な対処としてブラインドの設置とかを環境保全措置として検討させていただきました。その上、実際にそこにお住いの方について、事業者様からお声がけいただきまして御説明させていただいて、今、お話を進めているところでございます。以上でございます。

○顧問 実質的にはどちらかの指針値を超えたら対処すると、そういう態度で臨んでおられるということでよろしいですか。

○事業者 はい、そのとおりでございます。

○顧問 はい、分かりました。

それでは、次、補足説明の40番をお願いします。東光山公園からの眺望ということで、質問として、展望台から風力発電機方向が遮られている状況となっているとありますが、展望台の上から景観をどうして見るができないのでしょうかという質問で、御回答を見て、これは私の勘違いだということが分かったのですけれども、準備書1,107ページを出していただけますか。

例えば、一番下の写真で、展望台に遮られていると、私は最初見たときに、屋根の上に展望台があるのかと思って、そういう質問をしてしまったのですが、1つ疑問点は、このフロアで向こう側を展望しているわけですから、どうして手すりのこちら側から写真を撮られているのか。向こう側には行けないのでしょうか。向こう側から写真撮ることはできなかったのでしょうか。単に森が写っちゃうだけなのですか。

○事業者 八千代エンジニアリングでございます。

今の御質問、確認させていただきたいのですけれども、今お示しいただいています準備書の、一番下の写真、景観の写真として載せたもののですけれども、写真の奥に写っている森側から写真は撮れないのかという御質問でよかったでしょうか。

○顧問　　このフロアの向こう側に行って、屋根が写らないようなところから写真を撮ることはできなかったのでしょうかということです。

○事業者　　写真に写っていますとおり、フロアとしましては床がございますので、森の方についても撮影は可能でございます。ただ、景観の調査ということで、主要な眺望点としまして、上の写真に示していますとおり、この展望台としては出水市街地の方を眺望する地点ということになりましたので、ピンポイントの地点を探すときに、主要な眺望点としてはこちらの方に人がよく立つだろうという考え方の下、こちらからふと振り返ったときにこちら側に対象事業実施区域があるというような考え方で、この位置にさせていただいておりますけれども、写真を撮影するという意味では、森側でもできます。以上です。

○顧問　　ただ、こういう展望台であれば、余り向こう側は見ないかもしれないですけれども、向こうを見るとすれば、向こう側に立って見るのではないのでしょうか。普通はそうだと思うのですけれども。

私が勘違いしたことを勘案して言うと、展望台があって遮られているというよりは、展望台の屋根によって遮られると、そのように文章を書いていた方が、より分かりやすかったのではないかと思います。コメントです。以上です。

○事業者　　御指摘ありがとうございます。一応補足させていただきますけれども、こちらの写真、確かに風車が上の方にあると想像されて御発言されたかと理解しました。屋根の上につきましては空があるわけではなくて、奥に見えています森が広がっておりまして、近づいても森が写るだけの写真になる、空は見えないという状況になります。一応補足させていただくとともに、今、準備書の文章等で勘違いを生じさせてしまっているのかなと思いましたので、少し修文の方、評価書の方でさせていただくように考えたいと思います。以上でございます。

○顧問　　よろしくお願いします。私からは以上です。

○顧問　　ありがとうございました。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。では、お手が挙がっていないようですので、私からコメントさせていただきたいと思います。

補足説明資料の方でも事前に質問させていただいたのですが、準備書の718か719か、図面の出ているページを開いていただけますでしょうか。まずお聞きしたいのですが、対象

事業実施区域は黒の実線だと思いますが、これに対して調査範囲が点線で設定されています。これは対象事業実施区域からどのぐらいの調査範囲を取っているのでしょうか。250mですか。

○事業者 八千代エンジニアリングでございます。御質問ありがとうございます。

調査範囲につきましては、対象事業実施区域から250mの範囲を調査対象範囲として設定しております。御認識のとおりかと思えます。以上です。

○顧問 それでは、なぜ北側に点線がないのでしょうか。

○事業者 先ほど対象事業実施区域の御説明をさせていただきましたけれども、その上で調査範囲の検討をさせていただきました。その中で、水俣市側につきましては本事業による直接改変がないということですとか、また、熊本県側の集水域内についても改変がないということを確認しております。そういったところから出水市側に調査範囲を設定する調査計画とさせていただきました。

そういった集水域などについても改変がないということで、水生生物も影響がないだろうということを確認しております。また、植物についても現地概査を行いまして、鹿児島県側と同じような植生であるということも確認しております。直接改変もございませんし、間接的な影響もおおむねないだろうということ、水の環境も影響がないということで、影響がないだろうと考えております。

一方で、行動圏の広い鳥類などに関しましては、調査範囲としてこのように記載はしてないのですが、越境がある可能性があるものとしまして、猛禽類の調査定点であるとか、渡り鳥の調査定点については、熊本県側についても配置をいたしまして調査を実施しております。

そういった調査計画を立案しまして、各分類群の御専門の先生方にお聞きしまして、こういった調査範囲でよろしいのではないかとことを確認した上で、調査の実進を進めたという経緯がございました。調査範囲の設定根拠としましては以上でございます。

○顧問 恐らくそれは考え方が少し違っていると思ひまして、先ほどのように、遠距離、問題になるようなものは広い範囲で調査していただいていると思ひます。それから、渡り鳥とか猛禽類の定点については外側から見ていただいていると思ひます。もちろん、鳥類については小鳥類もおりますので、実際にそういったものが近傍の地域にいるかどうかを把握することが非常に重要になってきます。

文献等によれば、場合によっては500m圏で影響を受けるというような可能性もござい

ますので。250でも足りているかどうかというところで、こちらの下側の方は風車から500プラス250取っていただけるので、十分くらいそこは網羅できている。ところが、北側はほとんど、風車ぎりぎりのところまで全く何も調査をされてないという状況にありますので、これは調査範囲が欠けている、十分ではないという結果になると思います。

例えば、大臣意見でヤイロチョウ等が出ていると思いますが、この北側の谷筋にヤイロチョウの繁殖地があるかどうかは確認いただいてないということになりますので、これは調査が十分ではない、影響予測として不完全なものであるということがいえるのではないかと思います、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者 八千代エンジニアリングです。御指摘ありがとうございます。

鳥類につきましては、今御指摘があったかと思いますが、鳥類に関しましては、今後、猛禽類を中心に検討会を設置しまして影響予測の方を詳細に進めてまいりたいと考えております。

今御指摘のありました希少鳥類に関しましても、併せて検討会の中で予測評価、不足するようであれば追加検討も含めて考えてまいりたいと思っております。以上です。

○顧問 猛禽類の検討ではございませんので。今回、生態系の方でも森林性の鳥類を選んでいただいていると思います。典型性の方ですね。それから、希少鳥類等、それ以外でも、移動性の動物、幾つか出ていると思いますので、こういったものが北側を利用しているかどうかは十分把握できていないのではないのでしょうか。その辺りはどう対応されるお考えなののでしょうか。

○事業者 北側の鳥類調査につきましては、猛禽類調査ですとか渡り鳥調査、そういったところからも確認に努めておりまして、北側の方では特に重要な鳥類は確認されていません。確認されてはいないのですけれども、今回、調査範囲として区切りをさせていただいている中で、このような表記とさせていただいてございます。ですので、補足的な調査結果も含めて検討会の中でお出しして、予測評価、また必要な検討などをさせていただければと思っております。以上です。

○顧問 渡り鳥や猛禽類の調査は定点調査ですので、広い範囲の上空の状況は確認できると思いますが、林床性の鳥類がここの場に生息しているか、繁殖しているかという状況は、現地を踏査しなければ確認できないと思います。そこは把握できていないというところについては御理解いただけますでしょうか。

○事業者 実際、ヤイロチョウですとか、結果として入れてある部分がございますけれ

ども、そちらについては、かなり方、猛禽類調査で入っている中で確認をしてきたところでございます。ヤイロチョウの結果につきましては838ページにお示ししているところでございますけれども、こちら、もちろん一般鳥類の調査の中で確認されたところもありますが、猛禽類調査などで確認したところも追加という形で入れてございます。

踏査ルートとしては出水市側の方で設定はさせていただいていますが、もちろん、任意踏査の中では、風車の辺りも含めて踏査を行い、夜間も含めて鳴き声を聞くとか、そういったところに努めた調査は行っておりますので、ぎりぎりそちら側の方で確認されていないのではないかということは、おおむね無いのかなと考えてはおります。

今の御指摘を踏まえて、追加の調査が必要かどうか、そういったところについても検討会の方でまた詳細に検討させていただければと思っております。以上です。

○顧問 風車ぎりぎりのところでの調査、風車の直近のところでは調査を行って、北側のところも確認できているということであるのであれば、調査範囲はそちらまで図示していただいた方がよいと思いますし、このままでは北側のところが把握できていないということになるので、調査としては不備になってしまうのではないかと思います。

ですので、そこはよく考えていただいて、まず実態に合わせて、どの範囲はカバーできているかをきちんと図で示していただきたいと思います。踏査ルートは踏査ルートで別途示していただく必要があると思いますので、そこは踏査ルートを示していただいた上で、北側、どの範囲まで見られているのか。その場合、調査範囲は広めに設定していただいても構わないと思います。このままでは、調査に不備があるとこの図面では読み取れてしまいますので、そこは十分御検討いただけますでしょうか。

○事業者 八千代エンジニアリングです。御指摘ありがとうございます。

熊本側、水俣市側の調査範囲につきましては植物の現地踏査も行っておりますので、合わせた形でどこまで調査を行ったか、現地踏査ルートなども評価書の方にお示ししてまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。以上です。

○顧問 ありがとうございます。同じ環境であるというようなことでは御回答になっていないので、実際に見られているのであれば、そこも含めて、精査しなくても構いませんので、示していただくということは必要ではないかと思います。

それから、生態系のところ、事前に幾つも質問させていただいて、やり取りもさせていただいているので御理解はいただいていると思うのですが、いろいろバリエーションはあると思うのですが、全体的に他のアセス図書と比べると、よく分からない。このアセス図

書に関しては生態系がどのように影響予測されているか、よく分からないのですよ。ですので、抜本的にいろいろ指摘させていただいたことも踏まえて、生態系の部分はもう一度よく、今手持ちのデータでできることもいろいろとあると思いますので、分かりやすく示していただくことが必要ではないかなと思います。その辺りよろしいでしょうか。

○事業者 八千代エンジニアリングでございます。

事前にいただきました質問と併せまして、今御指摘いただいた分も踏まえまして、評価書の方できちんと対応してまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。以上です。

○顧問 その場合、評価書の方でかなり修正が多くなると思いますので、またこちらの案件は重点的に確認させていただかなければいけない案件になると思いますので、事務局の方もそういう対応でよろしく願いいたします。

それでは、お手が挙がっておりますので、植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 1か所、準備書の訂正をお願いしたいのです。1,004ページ、重要な群落の群落名にミミズバイースダシイ群落となっているのですが、凡例を見ても、その他の記述を見ても、ミミズバイースダジイ群集ですので。群落と群集では大分変わってしまいますので、群集に修正をお願いしたいと思います。以上です。

○事業者 八千代エンジニアリングでございます。御指摘ありがとうございます。

こちらにつきましては評価書の方で文言の修正させていただきます。ありがとうございます。以上です。

○顧問 ありがとうございます。それでは、水質関係の先生お願いいたします。

○顧問 私からは、事前にお送りした補足説明資料の3番と5番について少し確認したいと思います。

まず最初、3番、改変面積です。この改変面積の表の中で切土・盛土というのが5.7、4.5ha、それぞれ書かれているのですが、切土・盛土という観点でやってしまうと、これが何を意味しているのかが実はよく分からなくて質問をしました。普通、切土・盛土というと、道路とかヤードとか法面ぐらいなのですが、今回の場合、大規模な土捨て場といいますか、盛土ができているということで、それがどこに入っているのかが分からなくて、3番の質問をさせていただきました。その結果、調整池付近の広い盛土というか、土捨て場に相当するようなところも切土・盛土の中に入っているということで、これが分離できずに、分かりにくかったなと思います。

それから、その大規模な盛土に関連したところでいうと、土量の記述の仕方。例えば、本文の63ページのところでは、ヤードの部分の盛土・切土で22万とか31万。それから、道路で29万・20万。それでつじつま、切土・盛土で51万になりますよと言われながら、実は大規模な盛土がかなりあって、そこでどれだけ立米が使われているかがよく分からない。切土・盛土という形で立米を、土捨て場あるいは調整池のところの土量をやるのではなくて、少し考えていただきたいなという気がしました。

逆に言いますと、今回、調整池についての土量が非常に多い。そこを少し工夫して、土量を下げる工夫をされるであろうと思うのですが、どれだけそこで土量が下がって改変面積が下がるのか。それが一つの土木的な観点からはキーポイントかなと思います。現在の見積りでどの辺りを目指しながら土量を改良、あるいは道路の線形を変えようとされているのか。今の時点での考え方をお聞かせ願えればと思います。

○事業者　日本風力サービスがお答えいたします。

御指摘のとおり、土量の表し方含めて分かりづらい書き方になっておりますので、もう少し細分化した形で表記については評価書の方で説明差し上げたいと思います。

それと、もう一点、大規模盛土の調整池のことも指摘されておりますので、今後、全体の土量を含めて、地域の皆さんの意見、さらには審査の皆さん方の御意見を含めて、大規模な盛土というよりは、土量をいかに減らしていけるかということを今検討の最中でございます。御指摘のとおり、調整池の部分も、盛土の部分が減ってくれば調整池の土量も大幅に減っていきますので、当然合理化になっていきます。それも踏まえて分かりやすい形で表記、例えば、図面の土地利用の項目に分けて御説明するなり、評価書での表記にしたいと思いますので、もう少し検討する時間をいただければお答えできるような数字が出せるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○顧問　ありがとうございます。見たときに、どの辺りで、どれぐらいの土量が出ているのか・出ていないのかが分かるような書き方、分類の仕方に期待しております。よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○事業者　御指摘ありがとうございます。

○顧問　ありがとうございました。では、魚類関係の先生、よろしくお願いいたします。

○顧問　冒頭と先ほどの先生の御質問と関係するのですけれども、まず、濁水が水俣市側に流れないということなのですけれども、集水域の図を見ていると、かなり集水域のぎりぎりのところまで改変区域があるので、明らかに流れないということが分かるように、

拡大図なりで標高等を明確にして、濁水が流れないということを明確にしていきたいというのが1点。

それから、先ほど来、鳥に関するお話はあったのですが、例えば、方法書の854ページを見ていただくと、北のぎりぎりのところで重要種が確認されている。今回、爬虫類に関しては重要種が確認されていないということなのではございますけれども、もしかしたら水俣市側には爬虫類の重要種もいるかもしれない。当然、生活圏としては今回調査をされていない範囲も入ってきて、対象事業実施区域で改変されることによって影響を受ける可能性も否定できないと思うのですが、その辺はどのように考えておられるのでしょうか。

○事業者　八千代エンジニアリングです。まず、2つ御質問があったと思うのですが、1つ目についてお答えさせていただきたいと思います。

熊本県側について、水が流れないというところ、準備書の本編の方では5万分の1の図面になっていますので分かりづらいという御指摘かと理解しました。拡大図等、こちらの方で入れさせていただきたいと思うのですが、参考までに言いますと、資料編の11ページに拡大の図面を入れておりますので、もしお時間あればそちらを御覧いただければと思いますが、評価書の方で拡大図等も入れていきたいと思っています。

○顧問　この図において集水域等がより明確になるような色分け等をしていただいて、明らかに影響がないことが分かるようにしていただければ有り難いと思います。

○事業者　はい、分かりました。集水域の色分けさせていただきまして、区域が分かりやすくなるように、少し表現を工夫するように検討してみたいと思います。

○事業者　2点目につきまして、八千代エンジニアリングからお答えいたします。

植生については、現地踏査において熊本県側の方も同様の環境であるということは把握していたり、任意踏査の中で鳴き声とかは把握させていただいているというのは先ほどお答えしたとおりです。あと、植生が基本的には鹿児島県側と同様ですので、爬虫類とかは生息している可能性もあるかもしれませんが、そういったところであれば、出水市側、鹿児島県側の方でも確認された可能性はあるのではないかと考えているところでございます。

また、今後、実際、改変区域の範囲が少々変わってくるところもございまして、特に沢沿いについては、改めて改変前に確認に努めるなど、希少種がいるかどうか、環境保全措置の必要性があるかどうか、そういったところについて確認をした上で進めてまいりたいと考えております。そういった中で確認できたところについては評価書の方にまた記載をしてまいりたいと考えております。以上です。

○顧問 先ほど陸産貝類のところでは部長からも御指摘がありましたけれども、評価書では、そういった確認をされた、影響がないということが、ある程度客観的なエビデンスをもって示せるような形で記載をしていただきたいと思います。お願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。そのように対応させていただきたいと思います。

○顧問 ありがとうございます。植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 資料編の587ページ。ここに水田雑草群落と書いてあるのですけれども、よく見るとチカラシバとかススキ、ここに書いてある植物は、水田雑草に該当するもの1種もないのですよね。これは何かの間違いなのでしょうか。確認ですけれども。

○事業者 八千代エンジニアリングでございます。

このコドラート番号18番の地点につきましては、水田としてかつて使われていたであろうと思われる地形や、周囲の環境から、このように判断をさせていただきました。その中で、調査した結果としては変わってきてしまっているような状況が見えてきているかなと思います。元は水田だったと考えている場所でございますので、そのように区分させていただきました。以上です。

○顧問 そうすると、もう水田じゃないわけですよね。そうすると表現を変えていただかなくてはいけないのと、それから、Q18、植生図で下の方を見るともう少し大きな水田があるので、なぜそこではやられなかったのでしょうか。見ると、このQ18は結構小さいですよね。

○事業者 こちらにつきましては、水田の跡地というか、元水田だったところで調査を行ったというところでございますので、そこから変わってきてしまっているというところは確かに否めないかと思っておりますので、名称など再検討させていただきたいと思っております。

○顧問 そこから変わったところを調査したのですよね。

○事業者 そうですね。元水田だったと思われるところということで調査をしてみたというところでした。

○顧問 事業対象範囲でないところの下の方を見ると、川沿いに水田がたくさんあるのですけれども、そこもこういう水田ではないかなと思ってしまいますので、その辺のところはきちんとやっていただきたいと思います。群落関係は大切ですので。

○事業者 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○顧問 これは、どこか1か所、水田雑草を取って示してほしいなという気持ちはあるのですけれども、それが大変であればタイトルを変えるということになるのですが、でも、

水田のデータがなくなってしまうということになりますから、よく御検討いただいて対応いただければと思います。

○事業者 はい、御指摘を踏まえまして対応の方検討させていただきます。御指摘ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本件につきましてはいろいろと細かいところで分かりにくい部分もあると思いますし、それから、動物、植物、生態系のところは対応にも少し不備があるのかなという点がございます。ただ、本来、環境影響評価準備書で審査しなければいけないのは、調査手法の妥当性とか影響予測の妥当性もそうなのですが、事業が適切に影響低減できているかどうか、その辺りを本来は見て審査をするというところが趣旨ですので、こういった細かいところ、余りに初歩的なところで、少しプロフェッショナルでないような記載が出てくるというのは、準備書の取りまとめを委託された側の事業者さんのスキルというか、その辺りの課題になってきます。

本来は、事業を推進するのに適切かどうかという部分の審査になりますので、それを委託された事業者さんはプロフェッショナルとしてしっかりとした準備書を作っていただきたいと思いますので、その辺りは重々考えていただきたい。本件につきましては一応評価書で修正していただくということで進めさせていただきますが、本来であれば調査のやり直しということも必要になってくるような案件ですので、そこは重々御承知いただいて御検討いただければと思います。

植物関係の先生、お手が挙がっておりますので、お願いします。

○顧問 すみません、一言よろしいですかね。資料編の563ページを見ると、そこに水田雑草群落、図があるのですよね。この図の上の方、水田雑草のエリアのもうちょっと左上のところにさっきのQ18があるのです。だから、水田として認識してないところを水田雑草群落として調査をしてしまったということではないのですか。これには出てないですから。

○事業者 八千代エンジニアリングです。資料編の563ページのところに、搬入路の中に大きく3か所の水田雑草群落が表記されていると思います。

○顧問 この図だと2か所なのですけど。

○事業者 準備書の資料編の563ページ。すみません、ウェブでつなぐ関係上で容量を

下げているので少し画質がよくないのですが、今お話があった図面を示しています。
今2か所と言っていたのは、こちらのところとここのところ、マウスで今示しているところは認識いただいているのかなと思うのですが。

○顧問 はい、そうです。

○事業者 ここだと思っています。よろしいですかね。その上で3つ目と言っているのは、今、ウェブで示しているやつ、少し色がつぶれてしまって見づらいのですが、ここにもう一つ、今、見えますかね。

○顧問 灰色になっているところですかね。

○事業者 はい、おっしゃるとおりかと思います。少し灰色がかったようなのが、面積小さいのですが、東西方向に広がっている、グレーなところがあるかと思います。そちらが水田雑草の。赤丸のところ。

○顧問 それは色をつけ忘れみたいな感じですか。

○事業者 いや、図書の方では色は載っているのですが。PDFの解像度が粗いものと、色が、面積が小さいので飛んでしまっているようですが、印刷物の方は水色で塗られておりますので。

○顧問 ああ、分かりました。資料の問題であるということですね。分かりました。グレーの辺りですよ、Q18はね。

○事業者 そうですね、グレーのところですよ。

○顧問 その辺は正確にやっていただければと思います。以上です。

○事業者 承知いたしました。御指摘ありがとうございます。

○顧問 今のポイントは、面積的にも小さいですし、中身がチカラシバ等ですので、明らかに水田雑草ではないですよ。少なくとも放棄水田——放棄水田でも余りないのですが、少なくとも水田ではないですよ、現況。

○顧問 放棄水田でもないのですよ。放棄雑草も凡例としてありますのでね。

○顧問 雑草群落でもいいぐらいだと思いますけれども。そこは変えていただいた方がよろしいですね。

○事業者 はい、ありがとうございます。御指摘を踏まえまして修正の方検討させていただいて、評価書の方に反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 はい、よろしくお願いします。

ということで、いろいろ不備がございますので、先ほど私から申したとおりですが

も、評価書に向けてやっていただきますが、多々修正すべき点、あるいは御回答で余り十分とは思われないような点もございましたので、また評価書の方で改めて審査をさせていただきますと思います。その間に補足できる部分は補足して、できるだけ分かりやすくという点と、動植物、生態系については専門的視点から見て違和感のないように取りまとめでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事業計画につきましては重大な問題があったということは今のところ認められておりませんので、取りあえずは準備書としてこの先に進んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。事務局にお返しいたします。

○経済産業省 事務局です。

先生方、多くの御助言、御指摘、本当にありがとうございました。本件、評価書へ進んでいただくわけなのですけれども、今日いただいた御指摘を含め、また、序盤に魚類関係の先生からも方法書時の御指摘に対する回答も、エビデンスもなく答えていらっしゃるところもあるし、トータルで見ても、今まで受けた指摘を精査いただいて、それに対してどう検討していくのか、対応していくのかを、きちんと整理した上で、評価書への検討に向かっていただかなければいけないと事務局は強く思います。

その辺、事業者さん、コメントいただけますか。これまでのいろいろな御指摘、このように対応していきますと、特に北側のエリアについては色々と調査をされたと口頭でコメントがありましたけれども、また改めて調査したいというコメントも幾つかあったと思うので、トータルでどのように対応していくかを示していただいて。評価書に向かう間に先生方に専門的なコメントなど、いろいろ助言を事務局としていただいて、それについて進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、事業者さんいかがですか。

○事業者 事業者としては、今まで受けた御意見を踏まえまして、一度内部の方で精査させていただいた上で、どういう方向で進んでいくか整理しまして、次のステージに進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○経済産業省 ありがとうございます。それをちょっとお示ししていただいて、先生方に相談したいと思いますので、どうぞ、それを酌んでいただきたいと思います。

あと、1つ追加ですけれども、検討会などをやっていきたいということで御発言いただいた事は有り難いと思っておりますが、猛禽類に対する検討会という範囲を狭めた御発言でしたので、その辺は、色々な御指摘がありましたので、検討会の場合でもご指摘について検討していただき、評価書に進んでいただきたいと思います。

○事業者 検討会についても、猛禽類だけではなくて、今回いろいろ御指摘していただいたものを含めて考えていった方がよいのではないかというお話でよろしいでしょうか。

○経済産業省 はい、そうですね。猛禽類に絞られて御発言されていたかと思いますが、評価書に向けて多くの検討課題が出ましたので、顧問会で受けた意見ということを検討会の場で示していただく方がいいのではないかなと思いますけれども。

○事業者 それも踏まえまして、事業者としての、先ほどのコメントとして整理して、一度お出ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

○経済産業省 はい、よろしくお願いします。その方がいいと思いましたので、コメントさせていただきました。

では、先生、この形で今後進めていきますので、いろいろと御相談させていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

○顧問 はい。本件については、また評価書で改めて書面審査という形になると思いますので、そこについてはまた先生方からも御意見いただいて進めさせていただくようにお願いいたします。

○経済産業省 では、長時間いろいろと御審議、先生方ありがとうございました。本日の3件の審議、これで終了したいと思います。